

# 大学等を受験するこどもを 応援します！

大津市では、ひとり親家庭や生活保護世帯等のこどもの進学を応援するため、大学等※の受験料に要する費用を助成します

## ※大学等とは

大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）のこと

## 対象者

以下のいずれにも該当する方

- ✓ ひとり親家庭・養育者家庭  
または生活保護世帯
- ✓ 大学等を受験するこどもの年齢が  
20歳未満（申請時）
- ✓ 大津市に居住している

※ひとり親家庭・養育者家庭の場合、児童扶養手当の支給を受けている方、もしくは、所得が児童扶養手当受給者と同等の水準の方が対象

## 助成金額

こども一人につき  
上限 **53,000円**

大学等を受験する際に受験料として  
支払った費用

⚠ 振込手数料等は含まれません

※申請日において20歳未満のこどもに限る

申請について

### 01 申請書類

- 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 助成対象世帯であることが分かる書類
- 助成対象経費の支払いが確認できる書類
- 振込口座情報が確認できる書類

### 02 提出方法

下記提出先まで持参又は郵送

⚠ **令和9年3月31日（水）** 必着

提出先

T520-8575  
大津市御陵町3番1号  
大津市役所別館1階  
こども・若者政策課

この助成金に関する詳細な情報については大津市ホームページに掲載しています。

交付申請書兼請求書の電子データや交付申請書兼請求書の記入例、助成対象経費の支払いが確認できる書類の説明も掲載しているので、申請される際はこちらの二次元コードからご確認ください。



HPはこちら

※申請される際は、この資料に記載している内容のほか助成金の交付要綱をご確認ください。

# 交付申請書兼請求書

# (様式第1号) 記入例

様式第1号 (第6条関係)

大津市大学等受給料支援事業助成金交付申請書兼請求書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 大津市長

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市大学等受給料支援事業助成金の交付について次とおり申請します。また、助成金の交付が決定された場合には、助成金を請求します。

## 1 申請者 (請求者)

フリガナ	〇〇 〇〇〇	父	下 〇〇〇-〇〇〇〇
氏名	〇〇 〇〇〇 <b>印</b>	現住所	大津市〇〇〇〇-〇-〇
生年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
該当する世帯要件	<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親家庭等 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯		

## 2 対象児童

フリガナ	〇〇 〇〇	現住所	下 (申請者と異なる場合のみ記入)
氏名	〇〇 〇〇	連絡先	
生年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		

## 3 申請する助成金額 (受給料の支払いに伴う手数料は除く。)

助成対象経費 (支払った受給料の合計額)	〇〇,〇〇〇 円	交付申請金額 兼交付請求金額	〇〇,〇〇〇 円
			(上欄 - 50,000円)

## 4 助成金振込先 (原則として手数料を除いた受給料の合計額を記載ください。限る。)

金融機関名	〇〇〇〇	銀行	〇〇〇〇	信用金庫	〇〇〇〇	出張所	<b>支店</b>
預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	〇当座	〇	農協・信用組合	〇	〇	〇
口座名義 (カタカナ) *		口座番号	〇	〇	〇	〇	〇
			〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、必ず下記に署名してください。

私 (請求者) は、上記口座名義人に助成金の受取を委任します。

請求者氏名 **印**

## 5 同意・誓約事項 (全て確認後、口にてチェックしてください。)

- 申請内容の審査に必要な資料 (児童扶養手当・生活保護等の資格状況、税情報等の公簿等) を市が調査、閲覧することに同意します。また、市から必要な書類等を提出するよう求められたときは、これに応じます。
- 申請者が無力回員でないことを確認するため、市が関係機関に対し照会を行い、情報の提供を受けらることに同意します。
- この助成金の交付を受けようとする大学等受給料の支払について、他の補助金等の交付決定を受けられません。
- 助成金の支払後、この助成金の対象要件に該当しないことが判明した場合には、助成金を返還します。

上記の全ての事項について同意・誓約します。

氏名 〇〇 〇〇〇 **印**

押印してください

## 添付資料

- 児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給決定通知書の写し (ひとり親家庭の親又は養育者家庭の養育者で児童扶養手当を受給している場合)
- 母子家庭等の証明及び所得を証明する書類 (ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者で児童扶養手当を受給していない場合)
- 生活保護受給証明書の写し (生活保護世帯の場合)
- 助成対象経費の支払いが確認できる書類
- 助成金振込先の口座情報が確認できる書類